



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年5月13日火曜日 第1963号

### ◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	545
指定医師の所在地の変更.....	546
指定医師の辞退の届出.....	546
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	547
大規模小売店舗の廃止の届出.....	547
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	547
土地改良区清算人の就職の届出.....	548
半島振興法による工事の実施.....	548
道路の供用開始（県道桜井山路線）.....	548
土地改良事業の工事完了の届出（6件）.....	548
開発行為に関する工事の完了.....	549
土地改良区役員の就退任の届出.....	549
道路の位置の指定.....	550

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	550
--------------------	-----

### 雑 報

環境影響評価書の縦覧について.....	551
---------------------	-----

### 正 誤

平成20年3月28日付け第1950号外2愛媛県規則第23号（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則）中.....	551
平成19年3月31日付け第1848号外2愛媛県規則第19号（愛媛県立子ども療育センター使用規則）中.....	551
平成20年3月11日付け第1945号愛媛県選挙管理委員会告示第8号（愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程）中.....	551
平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県教育委員会訓令第3号（えひめ青少年ふれあいセンター処務規程）中.....	551

## 告 示

### ○愛媛県告示第776号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	温泉川 一 喜	八幡浜市大平1番耕地638	平成 20年5月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	豊 崎 浩一郎	北宇和郡松野町大字延野々1406-4	平成 20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	財団法人積善会附属十全総合病院	松 尾 真 嗣	新居浜市北新町1-5	平成 20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立大洲病院	間 崎 桂 子	大洲市西大洲字ヤスバ甲570	平成 20年5月1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	西 谷 元 宏	宇和島市御殿町1-1	平成 20年5月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	市立津島病院	今 井 良 典	宇和島市津島町高田丙15	平成 20年5月1日
視 覚 障 害	眼 科	市立野村病院	兵 頭 靖 秋	西予市野村町野村9-53	平成 20年5月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	整形外科・内科	市立野村病院	山 本 有 希	西予市野村町野村9-53	平成 20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	藤 淵 剛 次	東温市志津川	平成 20年5月1日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	伊予病院	吉 田 敦	伊予市八倉906-5	平成 20年5月1日
肢体不自由・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科・リハビリテーション科	伊予病院	高 橋 真 司	伊予市八倉906-5	平成 20年5月1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	喜多医師会病院	齋 藤 実	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成 20年5月1日

肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	今治市医師会市民病院	白 井 信	今治市別宮町7-1-40	平成20年5月1日
聴覚・言語・音声・平衡・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人弘仁会共立病院	青 野 央	西条市三津屋南9-10	平成20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	奥 田 俊 介	東温市志津川	平成20年5月1日
心 臓 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 本 英 一	東温市志津川	平成20年5月1日
肢体不自由・言語・音声機能障害	脳神経外科	医療法人紫愛会石川病院	西 谷 和 敏	四国中央市上分町732-1	平成20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人紫愛会石川病院	飯 本 誠 治	四国中央市上分町732-1	平成20年5月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	医療法人紫愛会石川病院	秋 田 聡	四国中央市上分町732-1	平成20年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人紫愛会石川病院	宮 脇 城 二	四国中央市上分町732-1	平成20年5月1日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	医療法人紫愛会石川病院	北 村 弥 生	四国中央市上分町732-1	平成20年5月1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	住友別子病院	上 杉 忠 久	新居浜市王子町3-1	平成20年5月1日

○愛媛県告示第777号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
玉 井 正 健	市立宇和島病院	宇和島市御殿1-1	市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15	平成18年3月1日
大 道 真 志	大洲中央病院	大洲市東大洲5	市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15	平成19年9月1日
和 田 敏 裕	伊 予 病 院	伊予市八倉906-5	和 田 医 院	四国中央市川之江町1746	平成20年4月1日
森 岡 紀 勝	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366	平成20年4月1日
山 中 正 康	愛媛県立伊予三島病院	四国中央市中之庄町1648-2	市立宇和病院	西予市宇和町卯之町1-246-1	平成20年4月1日
松 本 充 司	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村7-1-6	医療法人順天会放射線第一病院	今治市北日吉町1-10-50	平成20年4月1日
森 本 陽 介	医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739	伊 予 病 院	伊予市八倉906-5	平成20年4月1日
山 川 久 秀	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570	伊 予 病 院	伊予市八倉906-5	平成20年4月1日
増 田 環	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1-5	平成20年4月1日
青 野 央	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	医療法人弘仁会共立病院	西条市三津屋南9-10	平成20年4月1日
加 藤 誠 二	新居浜医療生協中萩診療所	新居浜市萩生1061	鬼北町国民健康保険愛治診療所	北宇和郡鬼北町清水970-1	平成20年4月21日

○愛媛県告示第778号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	辞退年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立宇和島病院	永 淵 慎一郎	宇和島市御殿町1-1	平成 20年 3月31日
肢 体 不 自 由	内 科	財団法人積善会附属 十全総合病院	金 藤 秀 治	新居浜市北新町1-5	平成 20年 3月31日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	外 科	財団法人積善会附属 十全総合病院	須 崎 紀 一	新居浜市北新町1-5	平成 20年 3月31日
じ ん 臓 機 能 障 害	内科・循環器 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	福 岡 富 和	東温市志津川	平成 20年 3月31日
肢体不自由・言語・音声・そし ゃく機能障害	脳 神 経 外 科	医療法人愛媛会石川 病院	浅 野 登	四国中央市上分町732-1	平成 20年 3月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	外 科	医療法人愛媛会石川 病院	吉 川 浩 之	四国中央市上分町732-1	平成 20年 3月31日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人愛媛会石川 病院	森 信 幹 彦	四国中央市上分町732-1	平成 20年 3月31日

○愛媛県告示第779号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	宇和島市	口腔外科に関する 医療（育成医療・ 更生医療）	平成20年 5月1日

○愛媛県告示第780号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
上浦ハート薬局	今治市上浦町井口5297-1	有限会社カナダイメディカル		平成20年 5月1日

○愛媛県告示第781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗 の名称	大規模小売店舗 の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計が基準面積以下となる日
スーパードラッグ コスモス馬木店	松山市馬木町232 番（仮換地61街区 9画地）	平成20年 3月16日

○愛媛県告示第782号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成20年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う 者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
松 山 市	東石井地区	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	北井門地区	〃	〃
	越智地区	〃	〃
	北土居地区	〃	〃
	朝生田地区	〃	〃
	和泉北地区	〃	〃（概況調査）
宇 和 島 市	土居田地区	〃	〃（概況調査）
	針田地区	〃	〃
	本九島の一部	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	百之浦の一部	〃	〃
	蛤の一部	〃	〃
八 幡 浜 市	岩松の一部	〃	〃
	下畑地の一部	〃	数値情報化
	岩松の一部	〃	〃
新 居 浜 市	日土町の一部	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	日土町の一部	〃	数値情報化
	〃	〃	〃
西 条 市	谷、横道の一部	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	瓜生野の一部	〃	〃
	高祖の一部	〃	〃
大 洲 市	下島山の一部	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	飯岡の一部	〃	〃
	飯岡、早川の一部	〃	〃
	下島山の一部	〃	数値情報化
	〃	〃	〃
大 洲 市	新谷の一部	平成21年 3月31日まで	地籍調査
	新谷町の一部	〃	〃
	長浜町仁久の一部	〃	〃
	長浜町仁久の一部	〃	数値情報化
	藤縄の一部	〃	〃

	喜多山の一部 大洲の一部 五郎の一部 肱川の一部 東若宮の一部	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃
四国中央市	三島中央の一部 川之江町の一部 新宮町新瀬川の一部 土居の一部	平成21年3月31日まで 〃 〃 〃	地籍調査 〃 〃 〃
東温市	河之内の一部 滑川の一部 山之内の一部 河之内の一部	平成21年3月31日まで 〃 〃 〃	地籍調査 〃 数値情報化 〃
松前町	西高柳の一部 筒井、浜及び西古泉の一部 東古泉、西古泉及び筒井の一部	平成21年3月31日まで 〃 〃	地籍調査 〃 〃

○愛媛県告示第783号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人越智郡菊間町土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加戸守行

氏名	住所
吉井 豊友和 菅山 孝純	今治市菊間町浜762番地 今治市菊間町松尾789番地 今治市菊間町佐方1119番地

○愛媛県告示第784号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
伊方町	町道	ミノコシ正野谷線	西宇和郡伊方町正野1318番から 同町正野1400番2まで	改築	平成20年 5月13日

○愛媛県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市郷桜井一丁目甲267番8から 同市郷桜井一丁目甲207番9まで	平成20年 5月13日

○愛媛県告示第786号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良工事の完了年月日
ため池等整備事業	笠張地区	平成20年 3月10日

○愛媛県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	曲里地区	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

○愛媛県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	大地地区	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第7号 平成20年 5月1日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛222番1及び222番4	松山市二番町四丁目2番地9 グランディア番町702号 河 野 淳

○愛媛県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	溜 池 保 政	西宇和郡伊方町三崎1271番地
"	溜 池 信 次	西宇和郡伊方町三崎1165番地
"	阿 部 鐵 雄	西宇和郡伊方町三崎1552番地
"	曾我部 金 二	西宇和郡伊方町高浦36番地
"	長 山 雅 雄	西宇和郡伊方町佐田104番地
"	木野本 伸 行	西宇和郡伊方町大佐田2番地
"	宮 本 春 美	西宇和郡伊方町井野浦130番地
"	磯 崎 文 雄	西宇和郡伊方町三崎5626番地
"	木 下 定 文	西宇和郡伊方町与修708番地
"	亀 井 金 次 郎	西宇和郡伊方町串567番地
"	松 下 均	西宇和郡伊方町正野434番地
"	平 尾 長 一	西宇和郡伊方町二名津46番地 1
"	浜 西 岩 三 郎	西宇和郡伊方町二名津42番地
"	小 西 一 郎	西宇和郡伊方町二名津41番地

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	鳥ノ子地区	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成20年 5月13日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	於検校地区	平成20年 2月29日

"	山 下 三 郎	西宇和郡伊方町名取735番地
"	松 本 忠 春	西宇和郡伊方町松67番地
"	濱 永 喜 八 郎	西宇和郡伊方町明神116番地
"	中 村 一 利	西宇和郡伊方町釜木873番地
"	河 野 万 平	西宇和郡伊方町平磯38番地
監 事	田 中 正 朗	西宇和郡伊方町三崎1203番地
"	山 下 忠 徳	西宇和郡伊方町三崎1685番地
"	村 市 忠	西宇和郡伊方町二名津313番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 茂	西宇和郡伊方町三崎1721番地
"	溜 池 保 政	西宇和郡伊方町三崎1271番地
"	溜 池 信 次	西宇和郡伊方町三崎1165番地
"	阿 部 鐵 雄	西宇和郡伊方町三崎1552番地
"	曾我部 金 二	西宇和郡伊方町高浦36番地
"	高 月 仁	西宇和郡伊方町佐田76番地
"	木野本 伸 行	西宇和郡伊方町大佐田2番地
"	山 本 治 洋	西宇和郡伊方町井野浦42番地
"	岩 本 文 三	西宇和郡伊方町三崎5188番地 2
"	木 下 定 文	西宇和郡伊方町与修708番地
"	岡 崎 告 夫	西宇和郡伊方町串439番地
"	松 下 均	西宇和郡伊方町正野434番地

〃	平尾 長一	西宇和郡伊方町二名津46番地 1
〃	浜西 岩三郎	西宇和郡伊方町二名津42番地
〃	住江 弥平彦	西宇和郡伊方町二名津284番地
〃	山下 三郎	西宇和郡伊方町名取735番地
〃	松本 忠春	西宇和郡伊方町松67番地
〃	中村 満治	西宇和郡伊方町明神123番地
〃	中村 一利	西宇和郡伊方町釜木873番地
〃	河野 万平	西宇和郡伊方町平磯38番地
監事	田中正朗	西宇和郡伊方町三崎1203番地
〃	垣内 源一郎	西宇和郡伊方町松561番地 1

○愛媛県告示第 794 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 5月13日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

1 指定年月日及び番号

平成20年 4月23日 19大土建（道）第 2 号

2 道路の位置

大洲市八多喜町甲1365番地 2 の一部、甲1395番 2 及び甲1365番 2 地先農道

幅員 4.00メートル

延長 35.00メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市八多喜町甲1278番地 2 久保 茂

大洲市八多喜町甲1253番地 岡上 百子

大洲市八多喜町甲1356番地 2 矢野 満利

4 図面省略

監 査 公 表

○公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 5月13日

愛媛県監査委員 壺内 紘光

同 白石 友一

同 田中 多佳子

同 明比 昭治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成19年10月23日
森 林 整 備 課	〃
漁 政 課	〃

（監査の結果）

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	3,415,000	21,478,044	24,893,044	

17年度	1,055,000	22,563,044	23,618,044
差引増減	2,360,000	1,085,000	1,275,000

（林業政策課）

2 林業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
16年度	212,646	
15年度	315,747	
計	528,393	

（林業政策課）

3 県有林経営事業特別会計の執行状況については、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。

しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額は、昭和59年度以降、毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成18年度決算では20億9,000万円余となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

4 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
18年度	1,500,000	500,000	2,000,000	
17年度	1,150,000	0	1,150,000	
差引増減	350,000	500,000	850,000	

（漁政課）

（措置の内容）

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により18年度末で5件24,893,044円（件数は債務者数）の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、19年度中4,035,000円が償還され、20年2月末現在の滞納繰越に係る未収金額は20,858,044円となったが、19年度に新たに4件5,237,000円の未収金が発生したことから、20年2月末現在の未収金総額は26,095,044円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

（林業政策課）

2 貸付金償還金の返済が遅延したことにより生じる違約金については、その額が確定した時点で請求を行い、そのほとんどを期限内に収入している。

しかし、法人の解散による事業の廃止等に伴い期限前償還の請求を行った貸付金償還金に係る違約金2件528,393円については、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金優先による償還を認めているところであり、違約金の請求は行ってはいるが、貸付金償還金完済後に改めて督促することとしている。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

（林業政策課）

3 県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成19年度においては、従来から行っている国庫補助事業の導入に

よる育林経費の負担軽減に加え、  
 森づくり交付金事業（新規、国費100%）等の実施  
 ボランティア活動や企業の森づくり活動の拠点となる“森林づくりフィールド”の提供・整備（森林環境税事業）  
 担い手の育成のための“研修フィールド”の提供  
 など、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備にも努めており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をして参りたい。

（森林整備課）

4 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営等を強いらられる中、平成18年度末で2件2,000,000円の6ヵ月を超える長期延滞が生じており、分割償還計画の作成及び返済の指導に努めた結果、19年度中に220,000円が償還され、20年2月末現在の延滞繰越に係る未収金額は1,780,000円となったが、19年度分1,500,000円の延滞額が加わり、20年2月末現在の未収金額は2件3,280,000円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

（漁政課）

雑 報

○公 告

環境影響評価書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第23条の規定に基づき、次のとおり公告し、評価書を縦覧に供する。

平成20年5月13日

オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照 旺

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 事業者の名称 オオノ開発株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 照旺
- (3) 主たる事務所の所在地 松山市北梅本町甲184番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業  
ごみ焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力 120トン 2基

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県東温市河之内北引岩乙825 - 3 外  
 （オオノ開発株式会社 東温処分場内）

4 関係地域の範囲

愛媛県西条市及び東温市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、西条市役所、西条市役所丹原総合支所、東温市役所
- (2) 縦覧期間 平成20年5月13日から平成20年6月12日まで（土、日、祝日を除く。）
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで

正 誤

○正 誤

平成20年3月28日付け第1950号外2 愛媛県規則第23号（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
3	表中 改正前欄	第4条 第5条 第6条 第7条 第8条	第3条 第4条 第5条 第6条 第7条

○正 誤

平成19年3月31日付け第1848号外2 愛媛県規則第19号（愛媛県立子ども療育センター使用規則）中

ページ	箇所	誤	正
8	第2条第3項中	前1項	第1項
10	第32条中	別表第1 医療診療報酬点数表	別表第1 医科診療報酬点数表

○正 誤

平成20年3月11日付け第1945号愛媛県選挙管理委員会告示第8号（愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程）中

ページ	箇所	誤	正
169	上から1行目	「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成」	「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」

○正 誤

平成20年3月31日付け第1950号外5 愛媛県教育委員会訓令第3号（えひめ青少年ふれあいセンター処務規程）中

ページ	箇所	誤	正
234	附則中	<p>附 則 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規程の施行の際現に作成されている愛媛県選挙管理委員会委員長、愛媛県選挙管理委員会書記長及び愛媛県選挙管理委員会の公印は、改正後の愛媛県選挙管理委員会規程（以下「新規程」という。）別表第2の規定にかかわらず、改刻されるまでの間は、使用することができる。 （施行前の準備） 3 新規程第18条の規定による公印の新設、</p>	<p>附 則 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。</p>

		改刻又は廃止の承認を受けようとする者は、この規程の施行前においても、その手続を行うことができる。新規程第19条の規定による公印の登録についても、同様とする。	
--	--	--	--